

大陸棚境界画定紛争解決における 共同資源開発協定と裁判の位相

1

大河内美香（東京海洋大学 海洋生命科学部 准教授）

1 . 本研究の骨子

2

- 課題研究「我が国の海洋資源の確保と海上輸送の安定を目的とした海洋の法秩序の形成—法、環境、安全輸送、国際基準の視点からの統合的基盤構築—」の一部として紛争解決を考察する
- 開発の前提となる大陸棚画定紛争解決の方法として、共同資源開発協定（紛争当事国間の合意）及び裁判・調停の意義、ならびに相互の関係を明らかにし、海洋政策の基礎資料の一助としたい

2 . 本研究及び本報告の背景と目的

背景

- 開発は海域の境界紛争により停滞し得る。よって【紛争原因】を資源開発工程から取り除く必要。

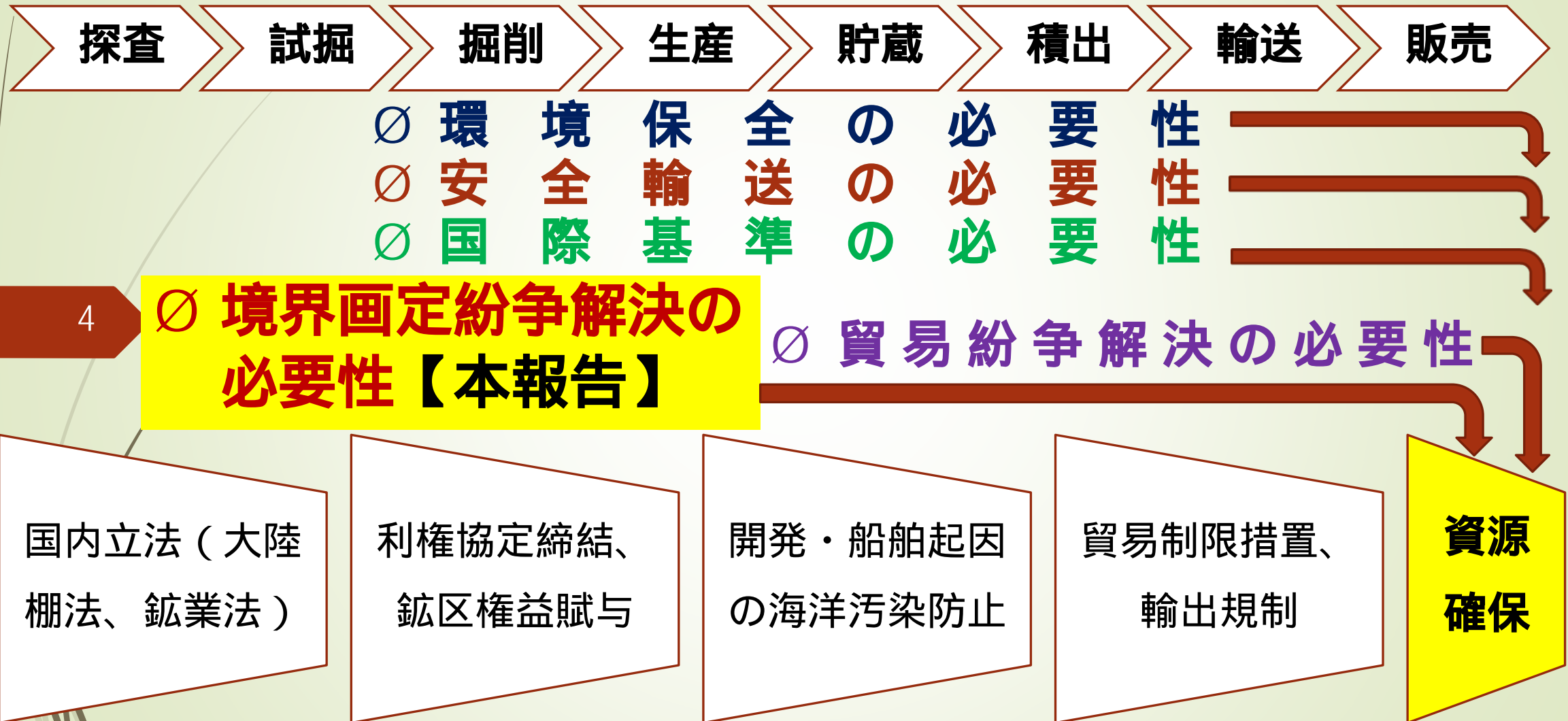
方法

- 境界画定紛争解決を促進した共同資源開発協定と裁判の分析から【解決要因】を考察。

目的

- 【紛争原因】を取り除くことを可能にした共同資源開発協定と裁判の意義の理論的位置を整理。

3 . 大陸棚資源開発工程全体における紛争解決の位置



4 . 大陸棚資源開発の権利と境界画定に関連する法規範

5

法規範の形態	大陸棚に対する権利、 境界画定 、 権利に内在する義務
A . 一般的多数国間条約の規定	海洋法条約 76、77条 大陸棚における主権的権利と管轄権 83条 衡平な解決達成のため国際法に基づいて合意による 192、193、208条 海洋環境保全の義務
B . 二国間条約又は専門的条約の規定	+ 大陸棚の特定(英国・ノルウェー境界画定条約、ロシア・ノルウェー境界画定条約) MARPOL73/78、Norbrit協定、油防除計画・協定
C . 国内法の規定	日本 + EEZ及び大陸棚法2条、 鉱業法2条(国は採掘権等の鉱業権を賦与する権能を持つ)、29条(鉱業権賦与) 鉱山保安法 + 海洋汚染等防止法(鉱山保安法施行規則24条4項) ノルウェー + 石油開発法(1条：国が大陸棚の石油資源の所有権と管理の排他的権利(石油監督局/NPDが規制))
D . 事業者の契約	国内法に従う鉱業権賦与、生産物分与契約、事業者間契約

5 - 1 . ノルウェー・英国間の関連協定

6

焦点：北海大陸棚の開発と境界画定

関連協定：

1965年大陸棚境界画定条約4条(鉱床条項)

1976年フリッグガス田開発・輸送協定

1983年ボン協定(の枠組みでNorBrit計画)

2006年枠組協定(諸条約上の義務の調整)

特徴： 権利確立、 鉱床一体化で境界要素
縮減

油・ガス田ごと構築物・パイプライン・輸送権の合意、 環境保全



5 - 2 . ノルウェー・ロシア間の関連協定

7

焦点：バレンツ海大陸棚15,5000km²

関連協定：

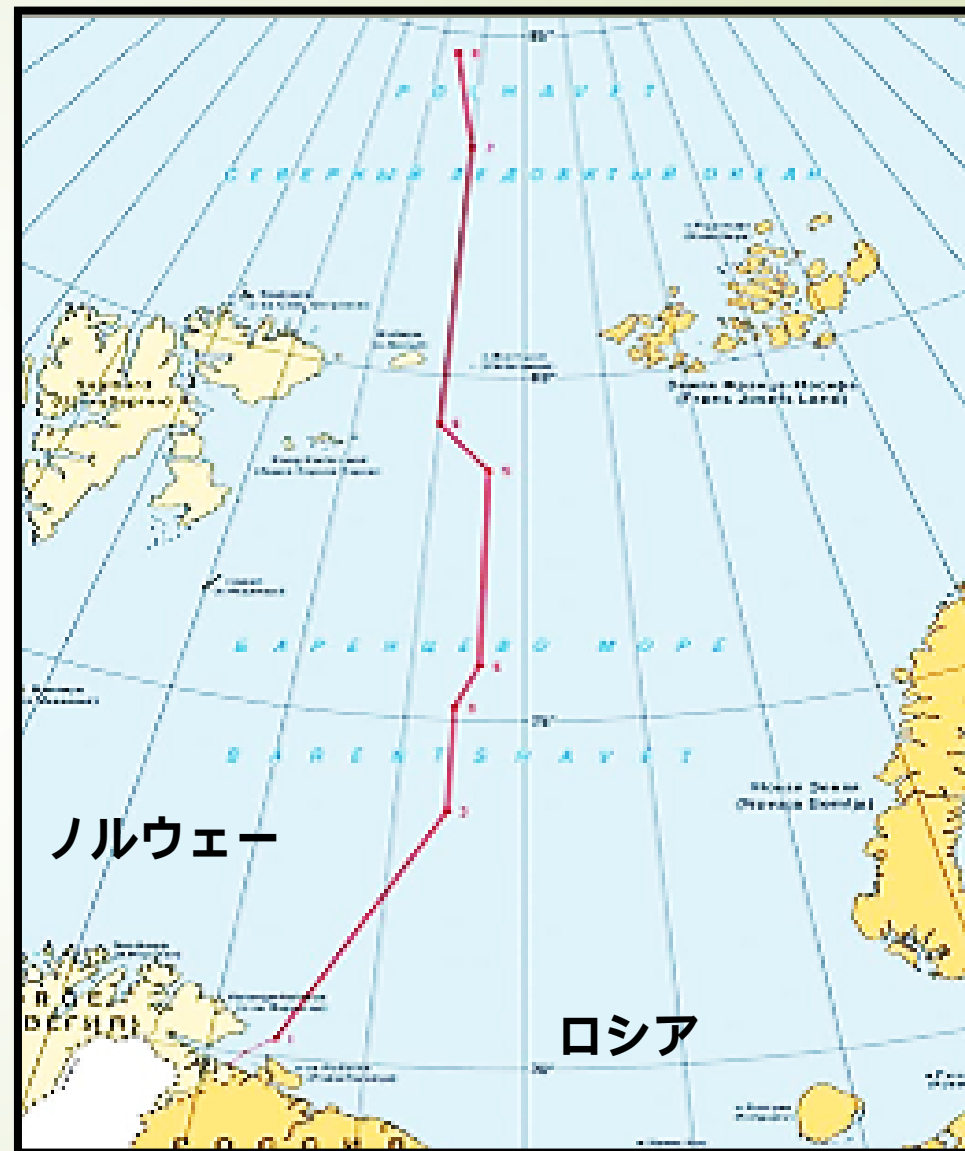
1957年ヴァランゲルフィヨルド(Varanger Fjord)境界画定条約(2007年改訂)

1992、1998年バレンツ海油流出防除計画

2010年バレンツ海及び北氷洋の境界画定と協力に関する条約(5条と付属書)

特徴：義務確立で未画定海域 + 資源要素縮減

探査モラトリアム、 鉦床一体化、 漸
進的画定、 油濁防止協力



出典 Government Norway, <https://www.regjeringen.no/en/dokumenter>

5 - 3 . 東チモール・オーストラリア間の関連協定

8

焦点：チモール海大陸棚境界画定
関連協定：

1989年チモールギャップ条約

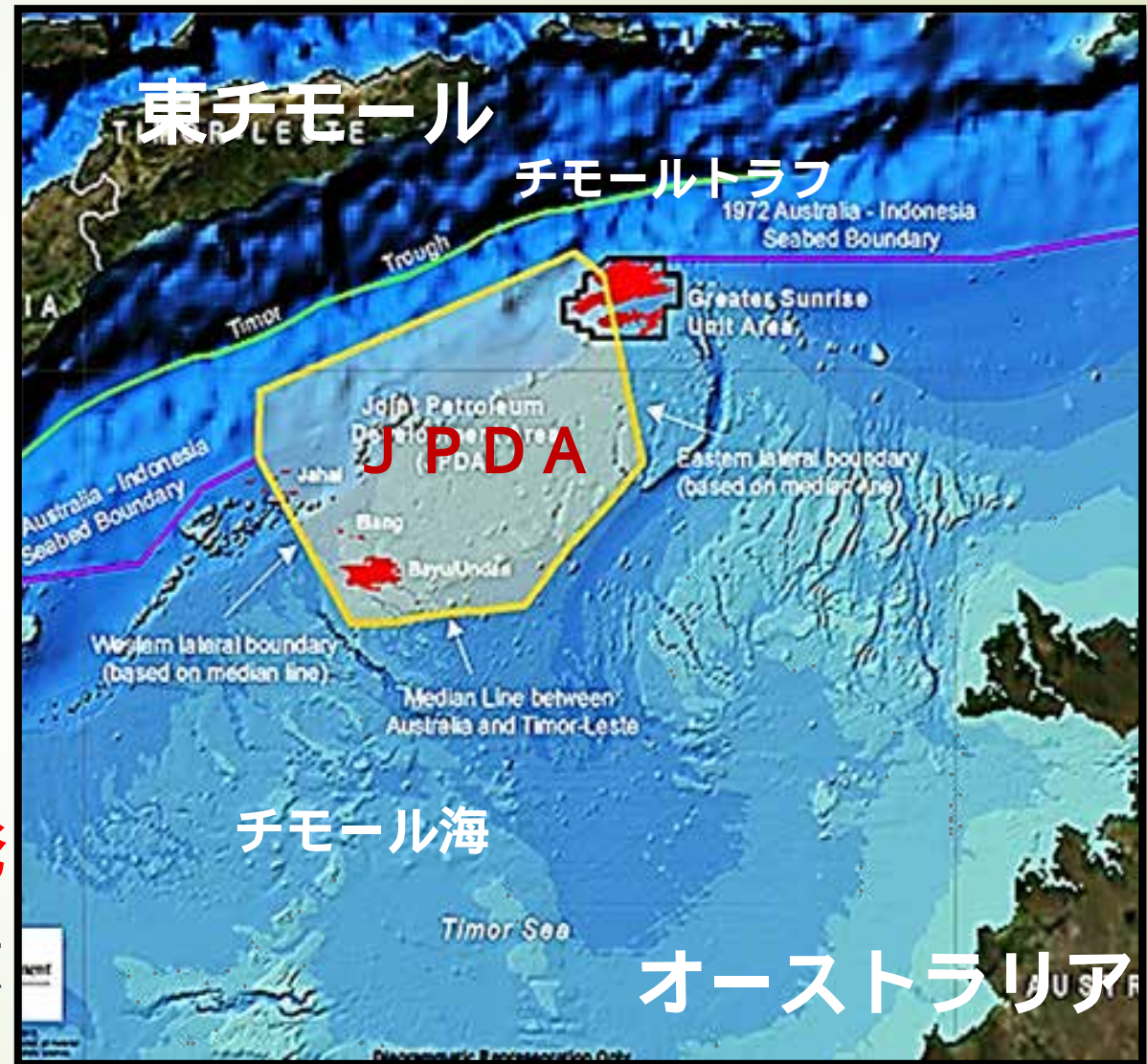
2002年チモール海条約（4条(a)）

2003年サンライズ鉱床一体化協定

2006年CMATS条約（5条(1)）

特徴：**境界未画定の維持 + 共同開発**

共同開発区域、 収益配分の合意
と変更、 境界画定モラトリアム



出典 Department of Industry, Tourism and Resource, Government of Australia

6. 東チモール・オーストラリア間の仲裁裁判と調停

9

仲裁裁判所(Permanent Court of Arbitration)

焦点：CMATSの終了

管轄権の基礎：チモール海条約23条

結果：CMATS条約の終了（2017年1月両当事国と調停委員会の三者共同声明）により、仲裁裁判は不要となり東チモールの取下げをもって終了(2017年3月)

特徴：交渉→協定締結→仲裁裁判 + 調停→交渉の紛争解決手段を用い調停の結果、境界画定と資源開発を包括合意。

調停委員会(Conciliation Commission)

焦点：境界画定とグレーターサンライズの法的地位

管轄権の基礎：海洋法条約に基づき調停委員会設置(2016年7月)

結果：境界画定、グレーターサンライズの法的地位・レジーム・開発方針・収益配分を包括合意(8月草案合意、10月合意)

7 . 境界画定紛争解決における共同資源開発協定の意義

10

【 **実体権確立・北海型**】油田ごとの一体化協定 + 枠組条約で境界要素縮減し開発の実現へ

【 **境界画定・チモール型**】境界未画定で共同開発区域から、裁判・調停・再交渉で包括合意へ

【 **義務確立・パレンツ型**】環境保全義務、探査モラトリアムで資源要素縮減し、境界画定へ

8 . 境界画定紛争解決における交渉・裁判・調停の意義

11

国際法学により確立された理論的基盤

- 山本[1981]→協議義務は紛争解決の公私の実質を連結
- 芹田[1999]→交渉と裁判は相互に連続的・対等な関係
- 古川[1994]→裁判は紛争解決過程全体の中間的な部分
- 兼原([1988])→**大陸棚概念**と**衡平原則**の関連性の分析視座
- 奥脇[1998]→**資源配分**の考慮と境界画定における**衡平原則**の関係、**実体法上の権利義務関係**の状態に応じた**手続法**
- 坂元[2000]→交渉と裁判を、状況的交渉→交渉命令判決→規範的交渉の過程に位置づけ 基礎に「**大陸棚法制度に内在する義務**」、「**権利の本質に内在する交渉義務**」を見る

9 . おわりに

大陸棚境界画定紛争
解決における
共同資源開発協定と
裁判の意義と課題

- **意義**：本研究は、先行研究により構築された交渉と裁判に関する理論のもと共同資源開発協定と裁判の意義を → **境界画定による空間配分から資源開発の機能的な実体権(管轄権)配分へ**
- **課題**：法理論上の位置づけの整理と理論化。→ **大陸棚資源開発の実体権を訴訟上の画定準則へ**

【引用文献一覧】

13

- 山本草二「国際紛争における協議制度の変質」(1981年)『国際行政法の存立基盤』所収、有斐閣、2016年、228頁。
- 芹田健太郎「国際判例の読み方」『島の領有と経済水域の境界画定』所収、有信堂、1999年、182、184頁。
- 古川照美「国際紛争処理法の展開」『現代国際法の指標』所収、有斐閣、1994年、235頁。
- 兼原敦子「大陸棚の境界画定における衡平の原則(三・完)」『国家学会雑誌』、101巻、11・12号、1988年、778頁。
- 奥脇直也「国際調停制度の現代的課題」『立教法学』、50号、1998年、56、60頁。
- 坂元茂樹「交渉命令判決の再評価(二・完)」『国際法外交雑誌』、98巻、6号、2000年、54頁。
- 兼原敦子「領域使用の管理責任原則における領域主権の相対化」『国家管轄権』所収、勁草書房、1998年、179頁。

ご清聴ありがとうございました。